

雇児発 0331 第 16 号
平成 29 年 3 月 31 日
子発 0331 第 5 号
令和 2 年 3 月 31 日
子発 0413 第 5 号
令和 4 年 4 月 13 日
こ支虐 第 138 号
令和 6 年 3 月 28 日
こ支虐 132 号
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げる。

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号) では、児童相談所及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)の専門性強化を図る観点から、児童福祉司等について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられたところである。

これを踏まえ、児童福祉司等に義務付けられた研修等の内容、実施体制等を構築するため、当職が開催する「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成 29 年厚生労働省告示第 130 号、同第 131 号、同第 132 号、同第 134 号で定めたところである。

また、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 13 条第 9 項の規定により、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないとされているところであるが、法第 13 条第 5 項に規定する指導教育担当児童福祉司については、令和元年 6 月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 46 号)(以下「改正法」という。)において、法第 13 条第 6 項に規定する任用要件の見直しが図られ、令和 4 年 4 月 1 日以降は、「児童福祉司としておおむね 5 年以上勤務した者」とする要件に加え、「厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の

課程を修了したものでなければならない」こととされたところである。

については、貴自治体における研修等の実施に当たっての参考とするため、研修等の詳細について下記のとおり定めたので、研修等の適正かつ円滑な実施及び管内市町村に対して周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 趣 旨

児童福祉法第 13 条第 3 項第 8 号、同条第 6 項、同条第 9 項及び第 25 条の 2 第 8 項並びに児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 6 条第 12 号及び第 13 号において、以下の（1）から（4）に定める研修等の受講が義務付けられている。

- （1）社会福祉主事から児童福祉司に任用される者については、内閣総理大臣が定める講習会（以下「児童福祉司任用前講習会」という。）の課程の修了（法第 13 条第 3 項第 8 号、規則第 6 条第 12 号、同条第 13 号、平成 29 年厚生労働省告示第 130 号、同第 134 号）
- （2）児童福祉司については、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司任用後研修」という。）の受講（法第 13 条第 9 項、平成 29 年厚生労働省告示第 131 号）
- （3）法第 13 条第 5 項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司（以下「児童福祉司スーパーバイザー」という。）については、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修（以下「児童福祉司スーパーバイザー研修」という。）の受講（法第 13 条第 6 項、平成 29 年厚生労働省告示第 131 号）
- （4）法第 25 条の 2 第 6 項及び第 7 項に規定する要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者（以下「調整担当者」という。）については、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修（以下「調整担当者研修」という。）の受講（法第 25 条の 2 第 8 項、平成 29 年厚生労働省告示第 132 号）

このため、本通知では、義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修及び調整担当者研修（以下「研修等」という。）において到達しなければならない目標及びそれを達成するためのカリキュラム等について、詳細に示すこととする。

2 実施主体

研修等の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、都道府県等は、研修等を適切に実施できると認める団体等（以下「委託事業者」という。）に事業の一部を委託することができる。

3 対象者

- (1) 児童福祉司任用前講習会は、法第13条第3項第8号又は児童福祉法施行規則第6条第12号若しくは同条第13号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者。
- (2) 児童福祉司任用後研修は、法第13条第3項に規定する者のうち、児童福祉司に任用された者。
- (3) 児童福祉司スーパーバイザー研修は、児童福祉司として3年以上（児童福祉法第13条第3項第1号に規定する者のうち、法第13条第6項に規定する内閣府令で定める者にあっては、2年以上）勤務したものであって、児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行うことが期待される者（経過措置として、令和8年度末までの間は、児童福祉法の趣旨を十分に踏まえた上で、児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者であっても、児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行うことが期待される者を受講対象とすることも差し支えない。）。
- (4) 調整担当者研修は、規則第25条の28第2項に定める調整担当者として職務を行う者。

なお、児童福祉司スーパーバイザーについては、令和4年4月以降に児童相談所設置市となった市又は特別区においては、児童相談所を設置した日から3年を経過するまでの間、児童福祉法の趣旨を十分に踏まえた上で、児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者であっても、児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行うことが期待される者を受講対象とすることも差し支えない。

また、調整担当者については、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成29年厚生労働省令第38号）附則第4条により、当分の間、児童福祉司任用前講習会の課程を修了した者も調整担当者とすることができますとしたところである。このため、都道府県が児童福祉司任用前講習会を開催する際には、受講対象者に要保護児童対策調整機関の調整担当者として配置するに当たって、児童福祉司任用前講習会の受講が必要となる者を加えるなど、幅広く受講者を募集すること。

各研修等を実施する際、（1）から（4）に掲げた者以外の者が受講することは差し支えない。

特に、児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、（1）に掲げた者以外の者で新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。

4 研修等の内容

(1) 研修等の定員

1回の定員は、おおむね80名程度までとするが、研修等の効果に支障が生じないよう、演習は少人数のグループで実施するなど工夫すること。

(2) 研修等の時間数

研修等に必要な時間数は、以下のとおりとする。

- ① 児童福祉司任用前講習会 30時間（1コマ90分×20コマ）
講義を中心とし、演習と一体的に実施する。

- ② 児童福祉司任用後研修 30 時間（1 コマ 90 分×20 コマ）
演習を中心とし、講義と一体的に実施する。
- ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修 28.5 時間（1 コマ 90 分×19 コマ）
演習を中心とする。（講義 4 コマ、演習 15 コマ）
- ④ 調整担当者研修 28.5 時間（1 コマ 90 分×19 コマ）
講義を中心とする。（講義 13 コマ、演習 6 コマ）

（3）研修等の期間

研修等は、児童福祉司等の各職種が長期間職場を離れることによる弊害等を考慮し、以下の期間で行うこととする。

- ① 児童福祉司任用前講習会 5 日間程度の講習会を 1 ヶ月以内に実施。
- ② 児童福祉司任用後研修 5 日間程度の研修を 6 ヶ月以内に実施。
- ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修 2 泊 3 日程度の研修を 2 回実施、1 回目と 2 回目の研修の間は 6 ヶ月以内とする。
なお、1 回目と 2 回目の研修の間に必ず（4）に定める OJT 及び筆記試験を実施すること。
また、筆記試験は 2 回目の実施までの合格する必要があること。
- ④ 調整担当者研修 5 日間程度の研修を 6 ヶ月以内に実施。
または、2 泊 3 日程度の研修を 2 回実施、1 回目と 2 回目の研修の間は 6 ヶ月以内とする。

（4）スーパーバイズ等の実施等

① スーパーバイズの実施等

児童福祉司スーパーバイザーとして必要となる指導・教育（以下「スーパーバイズ」という。）の技術を身につけるためには、実際に児童福祉司に対してスーパーバイズを実践し、さらに、その実践に対して、児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員（以下「指導的職員」という。）がスーパーバイズを行うこと（以下「メタスーパーバイズ」という。）が重要である。

このため、児童福祉司スーパーバイザー研修については、「実習」として、受講者がスーパーバイズを実践し、その実践に対してメタスーパーバイズを受けた上で、2 回目（後期課程）の演習において、実習を行った受講者に対する集中的なスーパービジョンの実施を行うこととする。

実習を含めたスーパーバイズの実施等に関する基本的な考え方は以下のとおりであるが、その他具体的な内容や方法については、都道府県等や各児童相談所の実情に応じて柔軟に取り組まれたい。

ア 児童相談所における実習の実施

各児童相談所は、（i）受講者のスーパーバイズの対象となる担当の児童福祉司（以下「担当福祉司」という。）及び（ii）受講者が行ったスーパーバイズに対するメタスーパーバイズを行う指導的職員をあらかじめ選定した上で、受講者は、1 回目（前期課程）の研修の内容を踏まえ、実習として、担当福祉司に対してスーパーバイズを行うこととする。

受講者が担当福祉司に対して行うスーパーバイズの期間は、1回目（前期課程）の研修終了後から2回目（後期課程）の研修開始までの間であって、最低3ヶ月間は実施するものとする。スーパーバイズは、担当福祉司が担当しているケースの理解や自らの関わり方について振り返る機会となるよう、隨時行われるものであることに留意すること。

イ スーパーバイズに関するレポートの作成及び指導的職員によるメタスーパーバイズの実施等

受講者は、担当福祉司に対して行ったスーパーバイズについて別紙様式を参考としてレポートを作成し、指導的職員及び管理職員の確認を受けることとする。

指導的職員は、受講者が担当福祉司に対して、児童福祉司スーパーバイザーとしてのスーパーバイズが実践できている点と成長を求めたい点という観点でレポートに所見を記載し、指導的職員は受講者に対してメタスーパーバイズを行うこととする。

なお、レポートには、受講者からスーパーバイズを受けた担当福祉司の意見も記入することが望ましい。

ウ 後期課程前のレポートの提出

指導的職員によるメタスーパーバイズを受けた受講者は、指導的職員等の所見等を記載したレポートを2回目（後期課程）の研修開始までに都道府県等に提出することとする。

エ 演習におけるスーパービジョンの実施及びレポートの提出（後期課程後）

2回目（後期課程）の研修の演習においては、受講者から提出されたレポートに対してスーパービジョンを実施するものとする。演習におけるスーパービジョンの実施方法はレポートの内容や研修受講者数等を踏まえ、例えば、受講者同士によるスーパーバイズ（ピアスーパービジョン）や少人数のグループのスーパーバイズ（グループスーパービジョン）を実施するなど、適宜工夫して取り組まれたい。

なお、児童福祉司スーパーバイザー研修の演習に関する「科目」、「コマ数」及び「時間」については、現行からの変更はない。

オ 後期課程後のレポートの提出

受講者は、2回目（後期課程）の研修終了後において、上記ウにおいて提出したレポートについて、後期課程でのスーパービジョンを踏まえて必要な事項を記入した上で、改めて都道府県等に提出することとする。

② 筆記試験の実施

児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行うために必要な知識を有していることを確認するため、筆記試験（多肢選択式）の合格を研修修了の要件とし、受講者は、1回目（前期課程）の研修終了後から2回目（後期課程）の研修開始前までの間に、筆記試験を受検し、2回目（後期課程）の実施までに筆記試験に合格する必要があることとする。

筆記試験は、児童福祉司スーパーバイザー研修の一環として行うものであるため、その実施主体は、都道府県等とし、都道府県等は、筆記試験を適切に実施できると認める団体等に事業の一部を委託することができるものとする。

(筆記試験の概要)

- ・ 筆記試験は多肢選択式とし、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律及び関係通知（児童相談所運営指針、子ども虐待対応の手引き、一時保護ガイドライン等）等を参考として、児童福祉司スーパーバイザー研修の講義の科目の範囲を踏まえ、児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行うために最低限必要な知識に関する問題を出題する。
- ・ 不合格であった場合でも複数回の受検ができることとする。

(5) 研修等の到達目標

都道府県等は、児童相談所等において中核的な役割を担う職員の専門性の向上を図るために義務化された研修等を行う必要があるが、求められる専門性とは何かを明確にするため、今般、以下のとおり到達目標を必要な知識、技術及び態度に区分して定めた。

本到達目標は、その職務を遂行するに当たり必要な目標であり、研修等の受講者は、例えば研修等を修了した後に、これを参考に自己チェックリストを作成し、職務を遂行する中で振り返りを行うなど、目標達成の程度を自ら確認することが望ましい。

- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 児童福祉司任用前講習会 | 別紙 1－1 参照 |
| ② 児童福祉司任用後研修 | 別紙 2－1 参照 |
| ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修 | 別紙 3－1 参照 |
| ④ 調整担当者研修 | 別紙 4－1 参照 |

(6) 研修等のカリキュラム

研修等のカリキュラムについては、児童福祉司等の各職種の専門性の向上を図るため、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 児童福祉司任用前講習会 | 別紙 1－2 参照 |
| ② 児童福祉司任用後研修 | 別紙 2－2 参照 |
| ③ 児童福祉司スーパーバイザー研修 | 別紙 3－2 参照 |
| ④ 調整担当者研修 | 別紙 4－2 参照 |

(7) その他

①研修等の時間数やカリキュラムについて

都道府県等は、本通知に定める研修等の時間数やカリキュラムを踏まえ、研修等を企画し、実施することとする。

なお、本通知に定める研修等の時間数やカリキュラムは必要最低限のものであり、都道府県等が創意工夫を行い、本通知に定める以上の科目的講義等の実施に努めることが望ましい。

②オンライン化の推進について

面接の演習（ロールプレイング）等、デジタル化が困難な場合を除き、研修申込みから受講、修了証発行、修了者の記録までの一連のプロセスについて、都道府県等は、受講者の利便性向上を確保しつつ、可能な限りオンライン化に取り組むこと。

なお、オンラインで実施する場合は以下の点に留意する。

- ・受講が義務づけられている研修については、リアルタイムのライブ配信等の方法により行うことを原則とし、研修受講中は顔を画面上に投影することを求める等、

確実に研修を受講していることの確認ができるようにすること。

- ・研修受講方法で習熟度に差異が生じることのないよう、受講者からの質問に対応するために必要な機能等を備えること。

5 講師要件

すべての研修等について、講師は各研修等の科目を教授するのに適当な者であること。

なお、子どもの虹情報研修センターにおいて、調整担当者研修等の講師を担当する者等のための研修を実施しているので、積極的に活用されたい。

6 研修等の修了評価

都道府県等は、研修修了者の質の確保を図る観点から、修了評価を適正に行う必要があり、研修等の修了時においては、受講者に研修等の振り返りのためのレポート等を提出させることとする。児童福祉司スーパーバイザーレポート等については、都道府県等が、レポートの提出に加え、研修内容の講義及び演習の全科目的受講、上記（4）の筆記試験の合格を確認した上で行うこととする。

また、研修等の一部の科目を欠席等により受講できなかった場合には、当該科目について年度内または次年度において再度受講することで、研修等を修了したこととする。

なお、当該科目について近隣の都道府県等で実施する研修等に参加し受講した場合でも研修等を修了したこととして差し支えない。

7 修了証の交付

都道府県等は、都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）名で修了者に対し修了証（様式第1号から第4号）を交付するものとする。

8 修了者の記録

都道府県等及び市町村（指定都市、児童相談所設置市を除く）は、研修等を修了し、修了証を交付された者の氏名、性別、研修の受講開始年月日及び修了年月日等を記載した名簿を作成し、記録を保存することにより、今後の人材育成や人員配置等に活用すること。

なお、都道府県等は、市町村の調整担当者研修を修了し、修了証を交付された者について、該当市町村に通知すること。

9 委託事業者への委託

都道府県等は、事業の一部を委託事業者に委託する場合には、以下の点に留意すること。

なお、7に定める修了証の交付については、委託事業者に委託することができないものとする。

- (1) 委託事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財産基盤を有するものであること。

- (2) 委託事業者において、事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 委託事業者は、研修等を実施する場合における講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修等を適切に実施するために必要な体制を確保すると見込まれること。
- (4) 委託事業者が、本通知に定める内容に従って、適切に研修等を実施することが見込まれること。
- (5) 委託事業者は、事業実施上知り得た受講者に係る秘密を保持し、他の目的に使用しないこと。
- (6) 事業の委託に当たっては、児童福祉分野の研修等に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託すること。

10 留意事項

- (1) 本通知に定める研修等については、「児童虐待・DV 対策等総合支援事業」の「児童虐待防止対策支援事業」における「児童虐待防止対策研修事業」を活用し、実施すること。
- (2) 児童福祉司任用前講習会の受講義務は、平成 29 年 4 月 1 日以降に新たに児童福祉司に任用される者に生じるものである。
なお、平成 29 年 4 月 1 日時点において、平成 28 年度から引き続き児童福祉司である者は、児童福祉司任用前講習会を修了していないなくても、引き続き児童福祉司の資格を有するものとするが、児童福祉司の資質の向上のため、児童福祉司任用前講習会を積極的に受講されたい。
- (3) 児童福祉司スーパーバイザー研修について、改正法附則により、令和 3 年度末までに受講した者は、改正法施行後においては、児童福祉司スーパーバイザーの課程を修了した者とみなす旨の規定が設けられていることから、令和 3 年度末までに SV 任用後研修を修了した者については、令和 4 年 4 月 1 日時点で児童福祉司スーパーバイザー研修を受講したものとみなして児童福祉司スーパーバイザーとして任用することができ、任用後に、改めて改正後の法による児童福祉司スーパーバイザー研修を受講する必要はない。
- (4) 児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修及び調整担当者研修の受講義務は、平成 29 年 4 月 1 日以降に任用される者に限らず、すべての児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び調整担当者に生じるものである。

また、社会福祉主事を基礎とした児童福祉司たる資格を有する者として調整担当者の業務を行っている者は、児童福祉司たる資格を有するため、児童福祉司任用前講習会を受講しなければならないが、平成 29 年 4 月 1 日時点において、平成 28 年度から引き続き児童福祉司たる資格を有する者として調整担当者の業務を行っている者は、児童福祉司任用前講習会を受講せずとも、業務を行うことができる。ただし、調整担当者の資質の向上のため、児童福祉司任用前講習会を積極的に受講されたい。

なお、児童福祉司スーパーバイザーとして任用予定の者は、児童福祉司任用後研修及び児童福祉司スーパーバイザー研修の両方を受講しなければならぬので、特に留

意されたい。

(5) 児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザーが人事異動等により、他の児童相談所に異動した場合は、それぞれ児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーとしての任用が継続されているものとみなし、再度の研修（児童福祉司任用前講習会を含む。）受講は不要とする。

ただし、他の児童相談所への異動の間、児童福祉司以外の業務を経験した後に再び児童福祉司として任用する場合には、子どもの取り巻く最新の状況等を再認識するため、再度の研修受講が望ましい。

また、調整担当者が人事異動等により、異動した後も調整担当者の業務を行う場合は、再度の研修受講は不要とするが、他の業務を経験した後に再び調整担当者の業務を行う場合には、児童福祉司等と同様に、子どもの取り巻く状況等を再認識するため、再度の研修受講が望ましい。

(6) 主に、指定都市及び児童相談所設置市においては、調整担当者研修を受講した調整担当者を、次の人事異動等により児童相談所の児童福祉司として配置するに当たり、児童福祉司任用前講習会を受講させる場合には、重複した研修科目（「子ども家庭相談援助制度及び実施体制」及び「子どもの成長・発達と生育環境」）の重複部分について、受講を免除することができる。

反対に、児童福祉司任用前講習会を調整担当者研修よりも先に受講した場合には、重複した科目の全てについて免除することができる。

また、児童福祉司任用前講習会を受講した者は、児童福祉司任用後研修において、重複した科目（「社会的養護における自立支援」、「関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援」、「行政権限の行使と司法手続」、「子ども虐待対応の基本」及び「非行対応の基本」）の、受講を免除することができる。ただし、当該科目において、演習の実施等、児童福祉司の任用後研修に児童福祉司任用前講習会にはない内容が含まれる場合は、当該部分についてはこの限りではない。

なお、この他、都道府県等が実施する独自の研修において、本通知に定めたものと同様のカリキュラムを実施している場合には、研修等における当該カリキュラムを免除することができる。

(7) 研修等の実施主体は都道府県等であるが、児童相談所の設置を目指している市又は特別区が児童相談所設置市として指定される以前でも、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司スーパーバイザー研修及び規則第6条第7号に定める指定講習会（以下「指定講習会」という。）を実施できるものとする。当該市区が実施した児童福祉司任用前講習会、児童福祉司スーパーバイザー研修及び指定講習会の受講者は、当該市区が児童相談所設置市として指定された後に、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司スーパーバイザー研修及び指定講習会の再度の受講は不要とする。

ただし、児童福祉司任用前講習会を受講してから児童相談所設置市として指定されるまでに時間を要した場合は、子どもの取り巻く状況等を再認識するため、再度の研修受講が望ましい。なお、調整担当者研修のカリキュラムは、調整担当者のみならず市町村において、子ども家庭相談に携わる職員の資質の向上のための研修にも有効であるため、市町村は都道府県等が開催する研修に職員を参加させること。また、市又

は特別区は積極的に当該研修を開催するとともに、開催が難しい場合であっても都道府県等が開催する研修に職員を参加させること。

- (8) 都道府県知事等及び市町村長（指定都市市長、児童相談所設置市長を除き、特別区長を含む。）においては、本通知に定める研修等の受講や児童相談所等での経験を最大限活用できるよう、人材育成、職員のキャリア形成等を考慮した人事施策を行うなど、児童相談所及び市町村における専門性の向上に努めること。

児童福祉司任用前講習会到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])>

1. 知識

- ・ソーシャルワークについて説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べることができます
- ・児童相談所（市町村を含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べることができます
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができます
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べることができます
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べることができます
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができます
- ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスについて述べることができます
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができます
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができます
- ・児童相談所に関する法的権限について述べることができます
- ・児童相談所運営指針について述べることができます。
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができます
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができます
- ・各施設の運営指針、市町村子ども家庭支援指針、里親及びファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができます
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができます
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができます

- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる
- ・児童福祉法第28条に基づく措置、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立て、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関する費用徴収について理解し説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べることができます
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができます
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができます
- ・心理検査、心理療法の適用について述べることができます
- ・家族機能の評価の方法を述べることができます
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができます
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができます
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができます
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができます
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができます
- ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができます
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができます
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができます
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができます
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
- ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
- ・子ども集団におけるいじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができます
- ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について説明することができる
- ・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができます
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・児童福祉審議会の役割について述べることができます
- ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができます
- ・関係団体の役割・機能について述べることができます
- ・行政処分やそれに対する不服審査について理解し、説明することができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・就籍についての手続を理解し、説明することができる

2. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身につけている
- ・自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努める
- ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイザー）であることを自覚することができる
- ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に

調整機関に連絡を行っている

- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている

別紙1-2

児童福祉司任用前講習会カリキュラム

1コマ(90分)

科目	細目	コマ数
1 子どもの権利擁護	○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○社会的養護における運営・養育指針（理念・原理） ○子どもの権利侵害	1
2 子ども家庭福祉における倫理的配慮	○個人情報の取扱い ○記録の取り方・管理 ○エビデンスの必要性と得るための倫理的配慮 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮	1
3 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割 ○児童相談所の業務（入所措置、児童福祉司指導、一時保護等） ○児童相談所が取り扱う相談（保健相談等を含む） ○市町村相談援助業務 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○児童福祉審議会の目的と役割	1
4 子どもの成長・発達と生育環境	○子どもの成長・発達 ○子どもの発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困を含む） ○母子健康手帳の活用 ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況 ○保護者の特性	2
5 ソーシャルワークの基本	○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども・家庭支援のあり方	1

	○相談面接技術の基礎	
6 子ども家庭支援 のためのケースマ ネージメントの基 本	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども・親・家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の評価の方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 ○上記について多様な相談を前提にした取組 ○子どもや保護者の地域の多様性に配慮した取組	3
7 児童相談所にお ける方針決定の過 程	○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス（事例検討） ○方針決定のあり方	1
8 社会的養護にお ける自立支援	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解 決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャル ワークのあり方	2
9 関係機関（市町 村を含む）との連 携・協働と在宅支 援	○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	2
10 行政権限の行使 と司法手続	○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続 ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗 告、刑事告発、告訴等	1

11 子ども虐待対応の基本	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの生活に関する諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネージメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミンヒハウゼン症候群（MSBP）、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応 ○性的虐待への対応 	3
12 非行対応の基本	<ul style="list-style-type: none"> ○非行相談事例のケースマネージメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 ○非行等の行動の問題への対応の基本 	1
13 障害相談・支援の基本	<ul style="list-style-type: none"> ○障害種別と障害支援区分 ○障害に関する法令と制度について 	1

合計 20 コマ

児童福祉司任用後研修到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])>

1. 知識

- ・ソーシャルワークについて説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べることができる
- ・児童相談所（市町村を含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べることができる
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べることができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べることができる
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービスについて述べることができる
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- ・児童相談所に関する法的権限について述べることができます
- ・児童相談所運営指針について述べることができます
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができます
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができます
- ・各施設の運営指針、市町村子ども家庭支援指針、及びファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができます
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政

権限を的確に説明することができる

- ・児童福祉法第28条に基づく措置、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立て、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて、理解し、説明することができる。
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族に係る民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の永続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関する費用徴収について理解し、説明することができる
- ・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について述べることができます
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができます
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができます
- ・心理検査、心理療法の適用について述べることができます
- ・家族機能の評価の方法を述べることができます
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができます
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができます
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができます
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができます
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができます
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができます
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができます
- ・子ども虐待による頭部外傷や性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができます
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができます
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができます
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができます
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができます
- ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができます
- ・子ども集団におけるいじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができます
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができます
- ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができます
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができます

- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について説明することができる
- ・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができます
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・児童福祉審議会の役割について述べることができます
- ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができます
- ・関係団体の役割・機能について述べることができます
- ・行政処分やそれに対する不服審査について理解し、説明することができます
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができます
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができます
- ・就籍についての手続を理解し、説明することができます

2. 技術

- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点を把握できる
- ・子どもの心身の状態について概ねの評価ができる
- ・そのために必要であれば適切に専門家の評価を得ることができます
- ・保護者に対して児童相談所が行える内容を提示することができます
- ・家族及び関係者から十分な情報をとる計画を立て、実行することができます
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題を適切に把握できる
- ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントを行うことができる
- ・上記の評価及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することができる
- ・介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもに対しその年齢に応じた説明ができ、その家庭、関係機関にも適切に説明して、その意見も聞き、介入方法決定に反映させることができます
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うことができる
- ・子ども虐待対応の介入型のソーシャルワークを行うことができる
- ・子ども虐待の判断について、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルテーションなどを適切に行い、

虐待の有無を適切に評価できる

- ・非行を含めた子どもの行動の問題に関して適切な評価とそれに基づく介入を適切に行うことができる
- ・触法少年・ぐ犯少年に適切に対応できる
- ・少年法に基づく家庭裁判所送致等の手続ができる
- ・児童相談所内で適切に自らの社会診断について総合的に説明し、情報共有ができ、適切な介入に関する所内の決定に結び付けることができる
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・親権行使の制限等に当たり、行政手続法等に基づく適正な手続を踏まえた対応ができる
- ・児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定することができる
- ・上記の決定に関して、当該子どもにはその年齢に応じた十分な説明ができ、その家庭や関係機関に適切な説明ができる
- ・児童相談所内の児童福祉司、児童心理司、一時保護所等を適切に協働させて対応することができる
- ・多職種により実施されるカンファレンスにおける評価、多職種連携を行うことができる
- ・保護者等も含めた関係機関とネットワークを構築できる
- ・児童相談所が連携できる他の専門機関等に関する知識を有し、活用することができる
- ・児童相談所機能だけでは対応できないケースに対応するため、必要な資源は何か、それらは地域のどこにあってどう結び付けていけばいいのかという、コーディネートができる
- ・要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができる
- ・相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的な支援計画を立案し、支援計画を関係機関と共有して実行することができる
- ・児童福祉司指導の市町村等への委託に関して、適切にマネジメントでき、協働することができる
- ・社会資源の開発を行い、それを活用することができる
- ・予後を見定め、適切な支援を行うための総合的かつ包括的なアセスメントができる
- ・子ども虐待以外の養護相談について、市町村の在宅支援サービスとの整合性を図り、適切に対応することができる
- ・社会的養護を利用する必要がある場合は、子どもに対して、その旨を十分に説明し、子どもからの意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択することができる
- ・社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する評価と見通しを伝えることができる
- ・家庭復帰が適当なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進めることができる
- ・社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる

- ・子どもが実親家庭に戻る、又は里親家庭若しくは養子縁組に移行していくプロセスの中で適切なソーシャルワークを行うことができる
- ・里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる
- ・里親からの相談に的確にこたえることができる
- ・子どもが社会的養護（サービス）を利用している間、市町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネージメントができる
- ・上記の支援の結果としての家族機能の改善等の適切なアセスメントができる
- ・社会的養護の子ども及び家族を適切にアセスメントして、子どもの養育の永続性を保障するソーシャルワークを行うことができる
- ・上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる
- ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- ・適切な記録が作成できる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- ・ケース検討のためにケースの概要をまとめることができる
- ・ケースの進行管理を行うことができる
- ・子どもへの移行期支援を行うことができる
- ・一時保護所での移行期（家庭から保護所等）ケアができる
- ・一時保護を行うに当たり、子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・夫婦面接、家族合同面接を実施し家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整ができる
- ・面接等において、保護者との適切なコミュニケーションを図り、保護者の特性に応じた支援ができる
- ・被害事実確認面接を行うことができる
- ・保護者に対して、受容的な面接と教育的な面接を組み合わせて行うことができる
- ・自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努め、子どもや保護者に対して接することができる
- ・法的な判断を必要とするケースに対応するための適切な法的対応力を身につけている
- ・適切な調査を行うことができる
- ・精神障害の特性を理解した対応ができる
- ・外国籍の家族について対応できる
- ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対応するとともに、必要に応じて市町村による支援に移行するよう、適切な援助・指導ができる
- ・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント、及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・児童心理司等と連携し、様々な家庭を支援する技法を活用することができる
- ・棄児・置き去り児に対して適切な対応ができる
- ・未就籍児童の就籍手続を援助することができる
- ・特別児童扶養手当や療育手帳に係る判定事務等に適切に対応することができる

- ・社会的養護に関する費用徴収事務を適切に行うことができる

3. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身につけている
- ・自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴などの自覚に努める
- ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイザー）であることを自覚することができる
- ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかつた時には確実に調整機関に連絡を行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている

児童福祉司任用後研修カリキュラム

1 コマ (90 分)

科目	細目	コマ数
1 子ども家庭支援のためのケースマネージメント	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の評価の方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価	4
2 子どもの面接・家族面接に関する技術	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	1
3 児童相談所における方針決定の過程	○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス（事例検討） ○方針決定のあり方	1
4 社会的養護における自立支援	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方	3
5 関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援	○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	3
6 行政権限の行使と司法手続	○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続	2

	○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等	
7 子ども虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む） 検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネージメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応 ○性的虐待への対応 	4
8 非行対応	<ul style="list-style-type: none"> ○非行相談事例のケースマネージメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 ○非行等の行動の問題への対応の基本 	2

合計 20 コマ

児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標

児童福祉司スーパーバイザーの到達目標は、児童福祉司としての到達目標を達成していくことが前提である。

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])>

1. 知識

- ・スーパーバイズの意味について説明することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のニーズの把握の方法及びスーパーバイズ・指導の基本を述べることができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の精神的安定を図る方法を述べることができます
- ・バーンアウトのサインについて述べることができます
- ・職員のセルフケアの指導方法について述べることができます
- ・ソーシャルワークに関する知識を伝達することができます
- ・子どもの権利条約の採択経緯、日本での批准、その理念・骨子、その後の国連から日本への意見について説明することができます
- ・子どもの権利擁護に関する個人情報保護の法律に基づいて解説することができます
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について解説することができます
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割の詳細について説明し、それに基づく施策について説明することができます
- ・児童福祉法及び関連法に基づく児童相談所の権限の行使のあり方とその注意点について解説することができます
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に指導することができます
- ・児童福祉法第28条に基づく措置、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立て、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについて的確に指導することができます
- ・子ども家庭福祉に関する最新の政策とサービス及びその背景について解説することができます
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して解説することができます
- ・家族機能の評価の方法を指導することができます
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）のあり方及び永続性と継続性について説明することができます

- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」を解説することができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて解説することができる
- ・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について指導することができる
- ・子どもの発達及び発達の評価について解説することができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について解説することができる
- ・子どもの様々な状態に応じた自立支援のあり方について解説することができる
- ・子どもの評価について他の専門家に評価を依頼すべき事項、その方法を熟知している
- ・子ども虐待のリスク因子に関して解説することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して明確に解説し、問題点を指摘することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して解説することができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を解説することができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について解説することができる
- ・子ども虐待に関する刑事手続に関して説明し、解説することができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて説明することができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
- ・法的な判断、非常に難しい判断を必要とするケースに対応するための法制度を理解し、説明することができる

2. 技術

- スーパーバイズを受ける職員に対して、以下の事項について適切に指導することができる。
 - ・ケースに対する感情を把握し、その適切な処理を行うこと
 - ・子ども及びその家族機能に関するアセスメントが適切かどうかを判断すること
 - ・家族及び関係者から十分な情報を収集するための計画の立て方、面接のあり方、その他情報を得ること
 - ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握すること
 - ・一時保護の機能や特性を理解し、子どもの権利を踏まえた適切な援助を図ることができるよう支援すること
 - ・社会的養護を利用する必要がある場合は、子ども（行動上の問題や精神的問題が顕著な子どもを含む）に対して、その旨を十分に説明し、子どもから意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択すること
 - ・社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する評価と見通しを適切に伝え、協働できるよう支援すること
 - ・子どもへの移行期支援に関して指導でき、困難性を抱えた子どもへの移行期支援も自ら行うこと

- ・子どもの自立支援について適切な指導ができ、特に、自立・自律が困難な子どもに関して、施設職員や里親等と協働して自立支援を実施すること
- ・子どもが社会的養護を利用している間、施設職員、里親等及び市町村等の関係者とともに、当該子どもの家庭への支援計画を立案し実行すること、及び支援過程の継続的なマネージメントを行うことを指導でき、特に、困難な事例のマネージメントを行うこと
- ・上記の支援の結果としての家族機能の改善等のアセスメントを行うこと
- ・社会的養護の子ども及び家族のアセスメントが適切かを判断し、子どもの養育の永続性を保障するソーシャルワークを行うこと
- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うこと
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を行うこと
- ・ケースの進行管理を行うこと
- ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談への適切な対応を指導でき、それが適切もしくは必要と判断される場合、市町村による支援への適切な移行を行うこと
- ・児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見を聴取し、適切な連携のもとで決定しているか判断すること
- ・児童相談所の権限行使に関して、子ども及びその家族（困難事例を含む）に対して十分な説明が行えること
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画すること
- ・他機関との連携の必要性及び的確性を判断できるよう支援すること
- ・要保護児童対策地域協議会において、適切な連携ができているかどうかを判断し、必要に応じて連携を行うこと
- ・子ども虐待に関する相談を含む相談事例に関して、関係機関との連携のもとに継続的な支援計画を立案し、支援計画を関係機関と共有して実行すること
- ・児童福祉司指導の市町村等への委託に関して、適切にマネージメントでき、協働できているかを判断し、連携が実効性のあるものになるように支援すること
- ・管轄の地域資源に対しアクセスを行うこと
- ・関係機関等の求めに応じ、教育的指導を行うこと
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うこと
- ・子ども虐待が疑われる事例について、情報の収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルテーションが適切に行われているか、また、その上で、虐待の有無及びその程度を適切に評価できているかを判断すること
- ・児童相談所だけではなく、市町村を含めた地域の虐待対応への支援を行うこと
- ・非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）を含めた子どもの行動の問題に関して、適切な評価、それに基づく介入を適切に行っていること
- ・児童相談所の支援及び介入の方法について、子ども、家族及び関係機関に適切に説明できるよう指導でき、子ども、家族、関係機関の意見を聴取し、必要に応じて支援方

法等の修正を行うこと

- スーパーバイザー自身が、以下の事項について適切に行うことができる。

- ・スーパーバイズを受ける職員の到達目標達成度を評価して、その人に合ったトレーニング計画を作成すること
- ・スーパーバイズの効果を判定すること
- ・スーパーバイズを受ける職員のメンタルヘルスの状態を把握すること
- ・スーパーバイズを受ける職員のストレスを理解し、そのコーピング（対処法）を助けること
- ・スーパーバイズを受ける職員の達成感を向上させ、専門性に対する誇りと意欲を持てるように支援すること
- ・子ども及びその家族機能に関するアセスメント及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することを促進すること
- ・社会的養護の子ども及び家族のアセスメントが適切かを判断し、子どもの養育の永続性を保障するソーシャルワークに関しての記録をレビューすること
- ・包括的な里親支援を組み立てること
- ・児童相談所内のチームマネージメントを行うこと
- ・児童相談所内で適切に情報共有ができるかどうかを把握し、適切な介入に関する所内の決定システムのあり方が適切であるか分析すること
- ・研修指導や講師をすること
- ・ケースの概要のまとめ方、ケース検討のプレゼンテーションについて指導し、ケース検討会議を運営すること
- ・子どもの心身の状態について適切に評価すること
- ・虐待を受けた子ども、虐待をする家族のその後のリスクを適切に判断し、介入を行うこと
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言についてカンファレンスを行うこと

3. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする態度をもっている
- ・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）が上記の態度を身につけることを支援することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の主体性や見解を尊重し、困難性を抱えた職員に対しても適切なコミュニケーション態度を取ることができる
- ・信頼関係に基づくスーパーバイズができるよう、内省に努める

児童福祉司スーパーバイザー研修カリキュラム

1コマ(90分)

区分	科目	細目	コマ数
講義	1 子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	○子どもの権利擁護 ○子ども家庭相談援助制度及び実施体制 ○社会的養護における自立支援	1
	2 スーパービジョンの基本	○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員(スーパーバイザー)のメンタルヘルス(バーンアウト等) ○スーパーバイズを受ける職員(スーパーバイザー)の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネージメント ○スーパーバイズを受ける職員(スーパーバイザー)のケースの管理	1
	3 子ども家庭支援のためのケースマネージメント	○ケースに関する情報把握のあり方 ○子ども・親・家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースマネージメント(アセスメント・プランニング)とは ○ケースの問題の評価の方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価	2
	4 子どもの面接・家族面接に関する技術	○子どもの面接・家族面接(ロールプレー)	1
	5 関係機関(市町村を含む)との連携・協働と在宅支援	○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	1
	6 行政権限の行使と司	○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続	1

演習	法手続	○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等	
	7 子ども虐待対応	○初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング） ○模擬事例による性的虐待への対応（2つの事例をディスカッション） ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証・検討 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）検証の理解 ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応相談援助の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に） ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの生活に関する諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○親・家族への対応、親・家族への支援 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネージメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児搖さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応	4
	8 非行対応	○非行相談事例のケースマネージメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方	1

	<ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 	
9 社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 	2
10 スーパービジョンの基本	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス（バーンアウト等） ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネージメント ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のケースの管理 	3
講義	11 子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長・発達と生育環境 ○子ども虐待対応 ○非行対応 ○障害相談・支援
	12 ソーシャルワークとケースマネージメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルワーク ○子ども家庭支援のためのケースマネージメント ○児童相談所における方針決定の過程 ○関係機関との連携・協働と在宅支援

合計 19 コマ

要保護児童対策調整機関の調整担当者（市町村職員）研修到達目標

<一般到達目標 (General Instruction Objective[GIO]) >

- ・子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives[SB0s]) >

1 知識

- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べることができる
- ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- ・子ども家庭相談担当職員が遵守すべき倫理について述べることができます
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる
- ・一時保護の方法、目的とともに、一時保護の及ぼす影響（子ども、保護者、関係機関）について説明することができる
- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所の業務について述べることができます
- ・子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点について説明することができる
- ・子ども家庭相談の業務とその流れについて述べることができます
- ・市町村子ども家庭支援指針の骨子について述べることができます
- ・所管児童相談所と子ども家庭相談担当課間の役割や協働について説明することができる
- ・ソーシャルワークの定義、基本的な考え方について説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べることができます
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び子どもの養育の永

続性と継続性について説明することができる

- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・里親制度を理解し、その普及の意義について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・新生児期から思春期までの子育ての方法について述べることができる
- ・乳幼児の成長発達に必要な栄養、ケア及び環境について説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べることができます
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができます
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができます
- ・子どもの心身の状態についての評価のあり方について説明することができる
- ・子どもの精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等について説明することができる
- ・保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等及び子育てへの影響について説明することができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について説明することができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができます
- ・体罰や過度の叱責に頼らない適切な子どもへの対応方法を伝えるための技術や手法について述べることができます
- ・非行問題の概要について説明することができる
- ・少年事件、刑事事件に関する警察の対応と、その後の司法手続について述べることができます
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができます
- ・心理検査、心理療法の適用について述べることができます
- ・家族機能の評価の方法について述べることができます
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができます
- ・各関係機関の機能・役割について説明することができる
- ・医療機関の機能・役割と連携の方法について説明することができる
- ・多職種それぞれの専門性について説明することができる
- ・子ども虐待防止を地域ネットワークで行い、地域で在宅支援していくために必要な知識を有している
- ・要保護児童対策地域協議会の法的根拠（条例等を含む）を説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会の意義を説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会の守秘義務について説明することができる
- ・要保護児童対策調整機関の意義と役割を説明することができる
- ・要保護児童対策調整機関の調整担当者の役割を説明することができる

- ・要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という）の対応には、各関係機関等が情報共有し、役割分担し協働して支援することの必要性を説明することができる
- ・支援対象児童等に関する他機関等からの情報提供依頼の根拠を説明することができる
- ・支援対象児童等に関する包括的な評価に基づく対応について説明することができる
- ・支援対象児童等として扱うべき判断の基準について説明することができる
- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の意義と目的を説明することができる
- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催に必要な準備、実施方法を説明することができる
- ・進行管理を行う意義と目的を説明することができる
- ・進行管理を行うために必要な準備、実施方法を説明することができる
- ・身体的虐待について説明することができる
- ・性的虐待について説明することができる
- ・ネグレクトについて説明することができる
- ・心理的虐待について説明することができる
- ・教育ネグレクトについて説明することができる
- ・医療ネグレクトについて説明することができる
- ・代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）について説明することができる
- ・乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）について説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができます
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができます
- ・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができます
- ・配偶者からの暴力の特徴、対応のあり方、及びそれに関する制度を述べることができます、配偶者からの暴力にさらされることが、子どもにどのような影響を与えるかを説明することができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができます
- ・居住実態が把握できない児童の調査に関する知識を有している
- ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチについて説明することができる
- ・母子保健事業の歴史と課題について説明することができる
- ・妊娠・出産に係る法律（母体保護法、民法、母子保健法）について述べることができます
- ・妊娠・出産に係るそれぞれの時期での心身の危険と支援について述べることができます
- ・特定妊婦の支援について説明することができる
- ・母子保健情報の記録について説明することができる

- ・精神疾患に関する保健所の役割について説明することができる
- ・学校教育に関する法令と制度及びこれに関する手続について説明することができる
- ・教育委員会の組織とそれぞれの役割について説明することができる
- ・学校組織（校務分掌を含む）について説明することができる
- ・特別支援教育制度について説明することができる
- ・生徒指導の概念と手法について説明することができる
- ・学校のいじめ、不登校への取組について説明することができる
- ・スクールソーシャルワーカーの役割を理解し、説明することができる
- ・スクールカウンセラーの役割を理解し、説明することができる
- ・保育所等に関する制度及びこれに関する手続について説明することができる
- ・子ども・子育てに関する制度や事業及びこれに関する手続について説明することができる
- ・子ども・若者支援に関する制度について説明することができる
- ・ひとり親家庭への支援制度及びこれに関する手続について説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できる市町村のサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する制度について理解し、説明することができる
- ・子どもの貧困に関する制度について説明することができる
- ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関する手続について説明することができる
- ・入院助産制度について理解し、説明することができる

2 技術

- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- ・児童相談所への送致が必要なケースを適切に判断することができる
- ・児童相談所による判定が必要なケースを適切に評価し、つなぐことができる
- ・児童相談所から指導委託されたケースについて児童相談所と協働し、適切に支援を実施することができる
- ・児童相談所から送致されたケースについて適切に調査、支援を実施することができる
- ・児童相談所と子ども家庭相談担当課の間で、ケース対応における支援の隙間が生じないよう、現実的な役割分担をすることができる
- ・保護者の生き方に寄り添い、子育てを支えるための支援関係を築くことができる
- ・保護者と適切なコミュニケーションを図ることができる
- ・保護者の特性を評価することができる
- ・保護者に対して、受容的な面接と教育的な面接を組み合わせて行うことができる
- ・夫婦面接、家族合同面接を行うなどして家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整をすることができる
- ・家庭訪問による調査、面接、支援を適切に実施することができる

- ・母親の知的能力に応じた妊娠、出産、子育てについて支援することができる
- ・特別養子縁組や養子縁組の希望があるときに、適切な支援を行うことができる
- ・心理職の専門性を活用することができる
- ・子どもが社会的養護（サービス）を利用している家族に対して、児童相談所と連携して支援を行うことができる
- ・一時保護、被措置児童等の家庭への対応について、児童相談所と協働して関係機関の支援の調整ができる
- ・子どもの行動の問題に関して適切な評価とそれに基づく支援方針を立てることができる
- ・個々のケースを継続的に助言、指導することができる
- ・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けた支援方針の検討と役割分担の協議を進め、深めることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題について適切にケースマネジメントができる
- ・相談内容に応じて他機関による支援に移行されるよう、適切な支援をすることができる
- ・アセスメントに必要な情報を適切に把握できる
- ・アセスメントシートを活用したケースの客観的な評価ができる
- ・アセスメントに基づきケースのリスクと支援の必要性のランク付けをすることができる
- ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて、子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントを行うことができる
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと支援を行うことができる
- ・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・包括的なアセスメントとリスクアセスメントに基づく一時保護（送致）の必要性の判断ができる
- ・生育歴等を踏まえた包括的なアセスメントとリスクアセスメントを行うことができる
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・地域の関係者の役割分担を行い、効果的にその家族や子どもに関わっていくことができる
- ・関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートを行うことができる
- ・支援において、地域資源を適切・有効に利用することができる
- ・学校や保育所等、子どもにとっての身近な居場所となる機関とのつながりを活用し、協働することができる
- ・警察の組織、役割を理解し、協力の依頼や連携をすることができる
- ・産科と連携し、特定妊婦の把握、支援を適切に行うことができる
- ・庁内の組織、役割を理解した調整ができる
- ・関係機関等と信頼関係を築き、維持し、修復することができる

- ・関係機関が抱く危機意識を受け止め、客観的な評価のもと、ケース対応の依頼や関係機関のフォローができる
- ・地域で多機関ネットワークを構築することができる
- ・要保護児童対策地域協議会において適切に情報共有ができ、多機関での支援計画を立てることができる
- ・子どもに関わる様々なネットワークと連携し、協働することができる
- ・関係機関の役割を十分に活用して、ネットワークで支援をしていくことができる
- ・リスクアセスメントを行うために必要な情報を、関係機関から適切に収集することができる
- ・関係機関間で、支援対象児童等として扱う基準が異なる際の調整ができる
- ・関係機関間でのリスクの受け止め方の相違について、共通理解の促進と調整ができる
- ・関係機関等に調整機関として必要な依頼や指示をすることができる
- ・関係機関等に対応方法を提案し、具体的な支援の依頼ができる
- ・他機関、多職種の連携のコーディネートができる
- ・転居ケースについて、他市町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる
- ・他機関、多職種が支援対象児童等に対する理解と支援を促進するための研修等を企画して実施することができる
- ・会議の議事運営を適切に実施することができる
- ・会議において参加者が平等に意見を話せる工夫をすることができる
- ・個別ケース検討会議の開催の必要性の判断ができる
- ・個別ケース検討会議の開催の頻度や参加機関の判断ができる
- ・個別ケース検討会議の開催に必要な準備や必要な資料（ケース概要、ジェノグラム、エコマップ等）の作成ができる
- ・個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理をすることができる
- ・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けたアセスメントに基づいた支援方針と役割分担の協議を進めることができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の実施に必要な情報の収集と、そのプロセスにおける関係機関への依頼や指示を適切に行うことができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）を適切に実施することができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を適切に記録することができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の適正な規模や開催頻度について工夫と調整ができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を、次の支援活動に活かせるように、関係機関に具体的な提案、依頼ができる
- ・進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる
- ・進行管理台帳への登録の終結の際に関係機関への留意点を説明し、指示することができる
- ・情報の客觀性を評価し、合理的根拠に基づくケースの進行管理を行うことができる

- ・長期的視点で進行管理を行うことができる
- ・役割分担や支援の進捗状況について適切に連絡調整や情報の整理ができる
- ・要保護児童に関する通告及び特定妊婦等に関する情報提供について、事実認定するための情報収集、情報の質の判断、論理的な思考、推論ができる
- ・子どもの年齢に応じた聞き取りを行うことができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- ・家族及び関連する者から十分な情報を収集する計画を立て、実行することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題を適切に把握できる
- ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- ・子ども虐待対応の寄り添い型のソーシャルワークの意義（必要性）を理解し、行うことができる
- ・配偶者からの暴力に関する知識を持ち、制度を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・配偶者からの暴力被害を受けた者の心理的傾向を理解し、女性相談員（婦人相談員）等と協働し、継続的な支援を実施できる
- ・居住実態が把握できない児童の調査を実施し、適切な対応ができる
- ・無戸籍児の対応を適切に行うことができる
- ・妊娠、出産から子育て期までの母子の健康上の問題、母子保健制度及びこれに関連する手続を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・特定妊婦と考えられる妊婦からの聞き取りができ、心身の問題やリスクを把握できる
- ・特定妊婦への支援を協働して実施することができる
- ・母子保健情報を活用することができる
- ・母子保健と子ども家庭相談が切れ目のない支援を行うことができる
- ・予期しない妊娠をしている女性の支援をすることができる
- ・子どもの所属機関が適切に虐待通告、情報提供を行うことができるように連携の基盤を作ることができる
- ・不登校の背景の調査を適切に行うことができる
- ・子どもの特性に応じた教育を受けられるように支援を行うことができる
- ・学校教育に関連する手続を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・保育所等入所に必要な手續を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・緊急一時保育、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の制度及びこれに関連する手續を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・ひとり親家庭を対象とした制度及びこれに関連する手續を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・障害児支援施策について理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手續を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・入院助産制度を理解し、子ども家庭支援に活かすことができる
- ・地域の子どもと家庭のニーズに応じた施策の企画、立案、実施、変更ができる

3 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの権利を尊重することができる
- ・子ども家庭相談担当職員が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・子ども家庭相談担当職員自らの対人関係やコミュニケーションの傾向などの自覚に努める
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・子どもの行動の問題に留まらず、その背景や深層を理解している
- ・子どもと家族の持つ力（レジリエンス）に注目している
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・保護者の様々な有り様（多様性）を理解し、受け止めることに努める
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡を取り、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている
- ・関係機関等が役割分担に基づく支援を継続できるように、関係者を支え、労うことができる
- ・地域でのネットワーク支援を継続的に行っていくための関係機関に対する思いやりや尊敬の念を有している
- ・関係機関（庁内を含む）に調整機関の意義と役割の理解を促進するとともに、組織間の信頼関係の構築、維持ができる
- ・主担当がどこの機関にあるかにかかわらず、地域のケースをマネージメントする立場を自覚している
- ・個別ケース検討会議等において、調整機関の調整担当者としての立場と、個人としての意見や感情を分けた姿勢、態度を取ることができる
- ・虐待に至る家族背景や保護者の気持ちに目を向け、寄り添うことができる
- ・地域で暮らす家族の抱えるリスクを受け止め、支援を続ける覚悟を持っている
- ・他機関の職員の専門性を尊重し、関係を築くことができる

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修カリキュラム

1コマ（90分）

科目	細目	コマ数	講義内容
1 子どもの権利擁護と倫理	○子どもの権利の考え方 ○児童の権利に関する条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○子どもの権利侵害 ○個人情報の取扱い ○記録の取り方・管理 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	講義 1
2 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割	1	講義 1
3 要保護児童対策地域協議会の運営	○各関係機関の特徴と役割 ○医療機関との連携 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○多機関ネットワーク ○関係機関との協働と在宅支援 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○関係機関への説明の理論性と正当性の必要性 ○調整機関の役割 ○他市町村及び管轄外児童相談所との連携	2	講義 1 演習 1
4 会議の運営とケース管理	○個別ケース検討会議の効果的な実施・運営 ○進行管理を行う意義と目的 ○要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理	1	演習 1
5 児童相談所の役割と連携	○児童相談所の業務 ○児童相談所の組織と職員 ○援助決定の流れ ○市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働	1	講義 1
6 子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	○子ども家庭相談の業務 ○相談受理のあり方 ○支援決定の流れ ○保護者理解と支援	2	講義 1 演習 1

	○面接相談の方法と技術 ○子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方		
7 社会的養護と市町村の役割	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 ○家庭復帰と市町村の役割	1	講義 1
8 子どもの成長・発達と生育環境	○子どもの成長・発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困を含む） ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況	1	講義 1
9 子どもの生活に関する諸問題	○いじめ、子どもの貧困等の社会的問題 ○非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題	1	講義 1
10 子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども家庭支援のあり方 ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども・親・妊婦・家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の評価の方法 ○支援計画の立て方 ○ケースの進行管理・再評価 ○チームアプローチ ○ケースカンファレンス（事例検討） ○妊娠期におけるソーシャルワーク	2	講義 1 演習 1
11 子ども虐待対応	○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項）	3	講義 1

	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネージメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応 ○性的虐待への対応 ○居住実態が把握できない児童への対応 ○無戸籍児童への対応 		演習 2
12 母子保健の役割と保健機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健における視点 ○母子保健に関する法令と施策 ○母子保健事業の展開と実務 ○母子健康手帳の活用 ○特定妊婦の把握と支援 ○保健所・子育て世代包括支援センターとの連携のあり方 	1	講義 1
13 子どもの所属機関の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○学校組織 ○教育機関との連携のあり方 ○保育所等の利用と連携のあり方 ○所属機関における特別なニーズのある子どもへ 	1	講義 1

	の支援		
14 子どもと家族の生活 に関する法令と制度 の理解と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援制度 ○子ども・若者支援制度 ○ひとり親家庭の支援制度 ○障害種別と障害支援区分 ○障害に関する法令と制度 ○生活保護制度・低所得者対策制度 	1	講義 1

合計 19 コマ

児童福祉司任用前講習会 修了証

所 属

氏 名

年 月 日 生

児童福祉法第十三条第三項第八号に規定する講習会を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事等名

児童福祉司任用後研修 修了証

所 属

氏 名

年 月 日 生

児童福祉法第十三条第九項に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事等名

児童福祉司スーパーバイザー研修 修了証

所 属

氏 名

年 月 日 生

児童福祉法第十三条第六項に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事等名

要保護児童対策調整機関の 調整担当者研修 修了証

所 属

氏 名

年 月 日 生

児童福祉法第二十五条の二第九項に規定する研修について修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事等名